

法令等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

## 千葉市条例第2号

法令等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(千葉市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第1条 千葉市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成25年千葉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

(千葉市証明等手数料条例の一部改正)

第2条 千葉市証明等手数料条例(昭和22年千葉市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中第22号を削り、第23号を第22号とし、第24号から第37号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条中「第2条第24号」を「第2条第22号」に改める。

(千葉市病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 千葉市病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例(平成27年千葉市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第15条の2」を「第15条の3第2項」に改める。

(千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の一部改正)

第4条 千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例(平成29年千葉市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条(見出しを含む。)中「第12条第2号」を「第13条第2号」に改める。

第3条第1項中「第12条第1号」を「第13条第1号」に改める。

(千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 次に掲げる条例の規定中「第33条の7」を「第6条の2第1項」に改める。

(1) 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成24年千葉県条例第86号) 第12条

(2) 千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年千葉県条例第46号) 第14条第1項の表第12条の項

(千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年千葉県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成31年4月1日から施行する。